

# 令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会会議録目次

## 第1号（3月27日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（10人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号 令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて	3
議案第2号 秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて	3
議案第3号 秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の一部を改正することについて	3
議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて	3
議案第5号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて	3
議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて	19
一般質問	20
8番 米谷政久議員	
質問内容 1 伊勢原清掃工場の適正な維持管理について	20
閉 会	26
署名議員	27

# 令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会会議録

## 議事日程

令和8年3月27日（金）午前9時30分

秦野市議会議場

### 第1 会期の決定

第2 議案第1号 令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

第3 議案第2号 秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて

第4 議案第3号 秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の一部を改正することについて

第5 議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

第6 議案第5号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて

第7 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

### 第8 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8 議事日程に同じ

---

### 出席議員（10人）

1番	大塚毅	2番	桑原昌之
3番	中村知也	4番	小山田良弘
5番	横山むらさき	6番	川添康大
7番	越水崇史	8番	米谷政久
9番	山田昌紀	10番	小菅基司

---

欠席議員（なし）

---

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環境産業部長	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	萩 原 鉄 也	伊 勢 原 市 経済環境部長	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 参事(兼) 環境資源対策長	鈴 木 大二郎
(総務課) 参事(兼)総務課長	大 庭 孝 浩		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 清掃リサイクル課	神 崎 速 夫
(施設課) 施 設 課 長	小 金 井 瑞 樹		
はだのクリーン センター 設備担当課長	吉 江 正 範		
計画管理班技幹	奥 原 深 志		
(工場) 工 場 長	遠 藤 知 成		
不燃・粗大施設 再整備担当課長	関 原 孝 雄		
施設管理班主幹	今 井 裕 之		
不燃・粗大施設 再整備班技幹	安 齊 達 也		

議会局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参事(兼)課長	上 條 秀 香
課 長 代 理 (議 事 担 当)	坂 本 正 之
議 事 担 当 主 事	橋 本 茜

午前10時12分 開 会

○小菅基司議長 これより令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会を開会いたします。  
本日の議事日程は、タブレット端末に掲載した日程のとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

---

### 会議録署名議員の指名

○小菅基司議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において川添康大議員、越水崇史議員を指名いたします。

---

### 日程第1 会期の決定

○小菅基司議長 次に、日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第2 議案第1号 令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

～

### 日程第6 議案第5号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて

○小菅基司議長 次に、日程第2 「議案第1号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」から日程第6 「議案第5号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて」まで、以上の5件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会に提出した令和8年度予算案及びその他諸案件を審議いただくに当たり、組合運営について所信の一端を述べさせていただきます。

私は、先般の秦野市長選挙の結果を受け、引き続き本組合の組合長という大役を仰せつかることとなりました。与えられた使命と責任の重さを感じるとともに、今後も本組合が抱える課題の解決に向け、全力を尽くす決意を新たにしているところでございます。

それでは、初めに昨年を振り返りますと、青森県東方沖や鹿児島県トカラ列島近海での地震、さらには岩手県大船渡市や大分県大分市で発生した大規模火災、そして年末には伊勢原市日向地区、年明けの1月には秦野市堀山下地区において山林火災が発生するなど、災害の脅威を改めて実感する一年となりました。

こうした災害が発生する一方、昨年1月、下水道管の老朽化に伴う破損により発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故は、市民生活に不可欠な公共インフラであるごみ処理施設や斎場を管理運営する本組合にとっても、決して他人事ではない事故であり、大きな危機感を覚えたところでございます。一たび施設の稼働が停止すれば、市民生活に計り知れない影響を及ぼすことを重く受け止めるとともに、計画的な修繕整備と適切な設備更新を着実に進めることで、不測の事態を未然に防ぐことの重要性を再認識いたしました。

また、社会情勢に目を向けますと、緊迫する中東情勢の影響などを背景に、ガソリンをはじめとする物価の上昇が続くなど、先行きは依然として不透明です。このような状況は、両市の財政運営や本組合の事業にとどまらず、市民生活にも様々な影響を与えております。言うまでもなく、本組合の主たる財源は両市民に御負担いただいている分担金となりますので、効率的かつ効果的な事業運営を肝に銘じ、前例によらない客観的な視点に基づいた財政運営に取り組む必要があります。

このような状況下において、秦野斎場では火葬件数が過去最多を記録し、令和7年1月には火葬炉の稼働率が初めて100%に達しました。今後も火葬件数の増加が見込まれる中、安定的な火葬体制を確保するため、本年2月に8炉目の火葬炉を増設し、4月からの8炉体制開始に向けて準備を進めてまいりました。

また、はだのクリーンセンターでは、稼働から13年が経過した焼却炉等の設備について、安定的かつ長期的に機器設備の性能を最大限発揮させるとともに、省エネ化によるCO<sub>2</sub>削減などの持続可能な循環型社会の実現を推進するため、基幹的な設備の改良工事を見据えた保全整備計画の策定作業等に取り組ましました。

なお、かねてから課題となっている不燃・粗大ごみ処理施設の再整備については、現在、竣工から50年以上経過し、老朽化が著しい既存の粗大ごみ処理施設を早急に更新すべき状況であると考えています。引き続き、伊勢原市と連携し、整備候補地の選定を進め、将来にわたり安定的にごみ処理ができる体制の構築に努めてまいります。

ただいま申し上げました諸課題の解決を含め、ごみ処理と斎場運営の各分野において、引き続き両市と緊密に連携を図り、効率的かつ効果的な事業運営に取り組んでまいります。

議員並びに秦野・伊勢原両市民の皆様には、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本組合の業務の状況及び新年度の主な施策について説明します。

まず、秦野斎場の運営についてです。

秦野斎場では、令和3年度に指定管理者制度を導入し、民間事業者の創意工夫を取り入れた運営を継続してきました。現行の指定期間が本年3月をもって満了するため、公募により新たな指定管理者を選定した結果、現行と同一事業者に決定しています。本年4月1日からは、8炉目の火葬炉の供用開始と併せて2期目の指定期間が始まります。

今後も火葬需要の高まりに注視しつつ、指定管理者と本組合が連携し、安定的な施設運営とさらなる利用者サービスの向上に努めてまいります。

次に、ごみの減量・資源化についてです。

今年度に搬入された可燃ごみについて、本年2月末時点での実績は、前年度の同時期に比べマイナス3.2%、量にして1,554.81トンの減少となっています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入状況については、同じく本年2月末時点での実績では、前年度の同時期に比べマイナス7.5%、量にして188.30トン減少しています。

今後も循環型社会の実現に向け、有価物の適正な売却などのほか、施設見学等の様々な機会を通じ、両市と共にさらなるごみの減量・資源化を推進してまいります。

また、近年、全国のごみ処理施設においてリチウムイオン電池等を起因とする火災が深刻化していることを踏まえ、適正分別の啓発や情報発信に取り組んでまいります。

次に、はだのクリーンセンターについては、12年間にわたる長期包括運営業務委託が令和8年度で11年目を迎えます。引き続き、運営事業者と連携し、安全安心な管理運営を継続しつつ、令和10年度から始まる次期包括運営業務委託の契約締結に向けた事業者選定等を進めてまいります。

また、次期包括運営業務委託の契約開始に合わせて、基幹的設備改良工事に着手するため、専門的な知見を有する事業者からの支援を受け、工事内容の具体化を図ります。

なお、焼却処理に伴い発生した焼却灰については、今後も圏域外の民間施設で資源化処理または埋立処分を行うため、引き続き安定的な搬出先の確保に努めてまいります。

次に、伊勢原清掃工場については、粗大ごみ処理施設において、計画的な修繕整備や保全業務を行い、安定したごみ処理を継続するとともに、耐震設計に基づき本年度から着手しました耐震工事に引き続き取り組んでまいります。

また、稼働を停止している2つの焼却施設については、解体するまでの間、県の指導に基づく適正な管理を行ってまいります。

続きまして、栗原一般廃棄物最終処分場については、浸出水の安定処理を継続するため、水質検査などに取り組むとともに、定期的な修繕整備による施設の適正な維持管理に努めてまいります。

なお、秦野斎場、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場では、定期的な環境測定を行っており、引き続き適切な維持管理に努め、地域環境の安全確保を図ります。

以上、新年度における組合事業の概要について述べましたが、予算編成に当たっては、秦野市及び伊勢原市からの分担金が歳入の約58%を占めることから、両市の厳しい財政状況を踏まえ、事業の内容や優先度等を精査し、限られた財源の中で最大の成果を上げることができるよう努めたものであります。

引き続き、本定例会に提出した諸案件について説明いたします。

提出案件は、令和8年度予算案、条例の制定、条例の一部改正2件、令和7年度補正予算案の合わせて5件です。

初めに、「議案第1号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」を説明いたします。

予算総額は30億5,000万円で、前年度に比べ2億700万円、7.3%の増となっています。

それでは、主な歳入予算の内容について説明いたします。

まず、分担金及び負担金は、前年度に比べ11.7%増の17億6,116万1,000円となります。その内訳は、秦野市分が10億7,651万6,000円、伊勢原市分が6億8,464万5,000円で、前年度に比べ秦野市分が1億1,235万8,000円、伊勢原市分が7,239万9,000円、それぞれ増額となります。

次に、使用料及び手数料ですが、斎場使用料は前年度に比べ1.4%増の7,639万円、ごみ処理手数料は前年度に比べて3.6%増の3億7,161万4,000円、全体では3.2%増の4億4,800万4,000円となります。

次に、繰入金ですが、前年度に比べ3.9%減の3億9,992万8,000円となり、その内訳は施設整備基金繰入金が3,712万8,000円、減債基金繰入金が3億6,280万円となります。

最後に、諸収入は、前年度に比べ4.0%減の3億3,510万5,000円となり、その内訳にはクリーンセンター売電収入の2億7,423万円、資源化物売却収入の3,772万6,000円、火葬残骨灰売渡料の2,156万7,000円などが含まれています。

引き続き、主な歳出予算の内容について説明いたします。

まず、議会費ですが、266万6,000円の主なものは人件費となります。

次に、総務費ですが、4億1,682万7,000円の主なものは、人件費と基金の積立金、両市へ支払う事務経費等の負担金です。

次に、衛生費は、前年度に比べ13.1%増の19億4,641万9,000円で、その内訳は斎場費2億1,533万1,000円、清掃総務費1億4,825万円、工場費4億8,819万円、クリーンセンター費10億9,464万8,000円となります。

このうち斎場費では、秦野斎場の指定管理に係る委託料として1億2,337万6,000円を計上しています。

次に、清掃総務費ですが、主なものは人件費となります。

次に、工場費では、施設の安全かつ安定した稼働に必要な修繕料など、需用費として1億4,085万3,000円、ごみ処理業務や施設の維持管理、不燃物残渣の最終処分などに係る委託料として2億9,656万

6,000円、粗大ごみ処理施設耐震工事などの工事請負費として3,028万5,000円を計上しています。

最後に、クリーンセンター費では、はだのクリーンセンターの長期包括運營業務や、焼却灰の運搬資源化処理業務などの委託料として10億8,198万5,000円を計上しています。

歳入歳出予算の詳細は、予算に関する説明書及び予算資料をお配りしておりますので、細部についての説明は省略いたします。

次に、「議案第2号・秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて」を説明いたします。

本案は、秦野市が旅費制度を改正したことに併せ、本組合の非常勤特別職の報酬及び費用弁償について、秦野市に準じた体系及び制度とするため、今まで規定していた秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例から分け、新たに制定するものです。

なお、本条例の施行日は、本年4月1日といたします。

次に、「議案第3号・秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、秦野市が旅費制度を改正したことに併せ、秦野市に準じて規定している本組合の特別職職員に係る旅費制度について改正するものです。

なお、本条例の施行日は、本年4月1日といたします。

次に、「議案第4号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、人事院勧告等を踏まえ、次の4点を改正するものです。

1点目は、職員の地域手当の支給率を引き上げること。

2点目は、通勤のため、自動車等の駐車場を利用する職員に、駐車場の料金に対する通勤手当を支給すること。

3点目は、管理職員が災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により、週休日等、または平日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合において、管理職員特別勤務手当を支給すること。

4点目は、異常な自然現象等により、重大な災害が発生した箇所等での災害対応に係る業務に従事する職員に、特殊勤務手当として災害応急作業等手当を支給することです。

なお、本条例の施行日は、本年4月1日といたします。

次に、「議案第5号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ827万3,000円を追加するものです。

補正する歳出は、総務費の減債基金積立金です。はだのクリーンセンターの焼却処理に伴う発電量が既存の見込みを上回り、積立財源が増収することから827万3,000円を追加するものです。この財源については、諸収入のクリーンセンター売電収入により収支の均衡を図りました。

これにより、歳入歳出予算の総額は29億597万6,000円となります。

以上で本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○小菅基司議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのでありますが、議事の整理上、区分して行います。

---

## 日程第2 議案第1号 令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

○小菅基司議長 まず、日程第2 「議案第1号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

桑原昌之議員。

〔桑原昌之議員登壇〕

○2番桑原昌之議員 秦野市選出の桑原昌之です。議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第1号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」質問いたします。

まず、予算説明書23ページの工場費、委託料について伺います。この委託料には、蛍光灯の処分に係る費用が計上されていると担当課から説明を受けております。水銀使用製品である蛍光灯は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から、人の健康及び環境を保護することを目的として締結された国際条約である「水銀に関する水俣条約」に基づき、本年1月から対象製品の製造及び輸出入が順次規制されております。2027年末には、禁止ということになっております。既に各家庭や企業等の照明器具については、経済性の観点からLEDへの更新が進んでいるものと考えますが、組合における蛍光灯の処分量の推移及び予算規模はどの程度になっているのか、また、その処分方法について伺います。

続いて、予算資料8ページ、はだのクリーンセンター焼却灰処分委託費について伺います。予算資料には、可燃ごみの焼却処理に伴い発生する焼却灰の全量を圏外の民間施設へ搬出し、適正に処分する旨の記載があります。一方で、焼却灰には資源化されるものと埋立処分されるものがあります。そこで、資源化する焼却灰と埋立処分とする焼却灰とを、どのような基準や考え方に基づき区分しているのか、また、その処分先はどこなのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。二次質問以降は、質問者席から行います。

〔桑原昌之議員降壇〕

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 私からは、蛍光灯の処分量及び予算規模、処分方法についてお答えいたします。

蛍光灯の処分量につきましては、LED照明への更新及び普及が進んでいることから、年々減少傾向にあります。令和4年度までは年間20トン前後で推移していましたが、令和5年度は約17トン、令和6年度は約13トンまで減少しており、令和7年度につきましても令和6年度と同程度を見込んでいくところです。

予算規模につきましては、処分量は減少しているものの、物価高騰の影響等により処分単価が上昇していることから、令和5年度までは約350万円だったものが、令和6年度以降は約400万円となっております。

また、処分方法につきましては、伊勢原清掃工場では処理ができないため、全量を民間事業者の施設へ搬出しております。搬出した蛍光灯は、民間事業者の施設においてガラス部分と金属部分に分別された後、ガラス部分から洗浄により水銀を回収し、金属部分はアルミ原料、ガラス部分はグラスウール等の原料として資源化されています。水銀についても高純度に精製された後、研究機関での実験用途のほか、海外において温度計や血圧計などに利用されております。

このように処分の方法は構成部品によって異なりますが、いずれにしましても人体や環境に影響のないよう、受託事業者により適正に資源化処理を行っているところです。

私からは以上です。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 私からは、はだのクリーンセンターで発生した焼却灰を資源化処理または埋立処分とする基準や考え方、及び処分先についてお答えいたします。

同施設のごみ焼却で発生した焼却灰は、焼却後に残る灰そのものであります主灰と、排ガス中に含まれます微細な灰を捕集した飛灰とに分かれます。いずれも、循環型社会の形成を推進する観点から、資源化を中心に圏域外の民間施設で処理する方針としております。

しかしながら、飛灰は資源化処理の工程において支障となる塩類が多く含まれているため、各施設における受入量には制限が設けられております。そのため、飛灰のうち、これらの資源化処理施設で受入れができない分については、民間最終処分場において埋立処分を行っているものです。

参考に申し上げますと、令和8年度においては、焼却灰の発生総量は5,600トンを見込み、このうち飛灰の発生量は1,800トンとなっております。さらに、この飛灰のうち510トン埋立処分とし、残りは全て資源化処理する計画としております。

また、処分先につきましては、受入施設側における突発的な故障等、急な受入停止を想定したリスク回避の観点から、全国に分散しております。令和8年度における処分先の具体的な所在地は、資源化処理が福島県いわき市、茨城県鹿嶋市、栃木県小山市、群馬県太田市、埼玉県寄居町、愛知県名古屋市及び三重県いなべ市で全国7か所、埋立処分が秋田県大館市、山形県米沢市及び長野県中野市で全国3か所となります。

私からは以上になります。

○小菅基司議長 桑原昌之議員。

○2番桑原昌之議員 御答弁ありがとうございました。

蛍光灯の処分量や処分方法、また焼却灰の資源化及び埋立処分等についての考え方御答弁いただきました。昨年、視察で小山市のほうにも行かせていただいたところです。

では、2次質問ですけれども、まず蛍光灯の処分について伺います。現在、委託している事業者はどこか、また、その事業者の選定方法はどのようなか、過去の経緯を含めて伺います。

次に、民間施設に搬出したごみの適正処理の確認方法について伺いたいと思います。搬出した先の民間施設がどのように適正処理をしているのか確認するということは、搬出元責任であるかと考えますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においてもそのように規定されていると認識しているわけですが、本組合では、搬出先の現地で何を確かしているのか、また受入先の自治体とどのような協議を行っているのか、具体的な内容を伺います。

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 再度の御質問にお答えいたします。

蛍光灯の処分につきましては、事業者の所在地を要件としないことや、水銀を利用した一般廃棄物処理に係る処分業許可を有するなどの条件付一般競争入札により選定した野村興産株式会社に委託しております。契約の内容は、蛍光灯については1キログラム当たり、水銀式体温計等については1本当たりの単価契約としております。

なお、入札参加者につきましては、令和5年度までは3者ございました。しかし、蛍光灯処分事業から撤退する事業者があったほか、施設の処理能力の限界を理由に入札参加者が減少し、令和6年度以降は、現在の委託先である野村興産株式会社1者のみが入札に参加している状況となっております。

次に、民間施設に搬出したごみの適正処理の確認方法についてお答えいたします。搬出先の現地確認につきましては、廃棄物を区域外で処理する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条第9号ロ及び同施行規則第1条の8の規定により、一般廃棄物の処分または再生を1年以上にわたり継続して委託するときは、年1回以上、実地により確認を行うこととされています。

本組合におきましては、搬出先施設を訪問し、民間施設の職員から施設の概要や処理工程等について説明を受けるとともに、実際に施設内を確認し、搬出した廃棄物が工程どおり適正に処理が行われているかを現場で確認しております。

また、併せて処理を行うために必要な許可の取得状況、公害防止の観点からの悪臭、騒音、排水等への対策が適切に講じられているか、施設の処理能力が本組合からの搬出量に対して十分であるかといった点についても確認を行い、廃棄物の適正処理の確保に努めております。

さらに、廃棄物を区域外へ搬出する場合には、受入先の自治体の承諾を得ることが必要なことから、搬出に先立ち、廃棄物の種類や数量、搬出方法、搬出期間等について受入先の自治体と協議を行った上で、所定の手続を経て搬出しており、引き続き関係法令を遵守しながら適正な運用に努めていると

ころです。

私からは以上です。

○小菅基司議長 桑原昌之議員。

○2番桑原昌之議員 御答弁ありがとうございました。

本組合のごみ処理事業は、両市で収集されたごみを分別、それから焼却等の中間処理を行った上で、資源化または最終処分に至るまでを一連の業務として担うものと認識しております。そのため、目先の対応にとらわれることなく、ぜひ長期的な視野に立った計画的かつ適切な事業運営に努めていただきたいと思います。

最後に、予算資料7ページ、清掃事務管理費についてお伺いしたいと思います。両市の「ごみ処理基本計画」及び本組合を加えた3者の「ごみ処理広域化実施計画」を改定するため、これら計画の基礎資料となる家庭系・事業系可燃ごみの組成分析業務及びごみ量推計業務を行うとありますが、その内容はどのようなか、また、この委託業務を本組合が実施する理由は何かお伺いたします。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、家庭系・事業系可燃ごみの組成分析業務につきましては、両市がそれぞれ改定する「ごみ処理基本計画」において、ごみの減量・資源化施策等を検討する基礎資料を得るため、厨芥類や紙類など14の大項目で可燃ごみの種別割合を調査するものでございます。

家庭ごみは、季節ごとの変動を把握する必要があることから、令和7年度に秋、冬、春の調査が済んでおり、令和8年度に夏の調査を実施することで、直近1年間の状況を把握いたします。一方、事業系ごみは、季節ごとの変動が小さいとされているため、令和8年度に1回分の調査を予定しております。

次に、ごみ量推計業務につきましては、両市における「ごみ処理基本計画」の改定に当たり、人口動向のほか、両市が進める各種施策の効果等を勘案し、専門的知見に基づき、ごみ量の将来推計を行うものです。こうした組成分析及びごみ量推計の結果や、その結果に基づく各種施策は、最終的に秦野・伊勢原ブロックとして取りまとめ、両市と本組合とで改定する「ごみ処理広域化実施計画」にも掲載してまいります。したがって、広域処理体制の将来像を共に検討していく上では、基礎的な調査となるこれらの委託業務においても、各種分析の手法や考え方などを3者で統一し、同じ水準の成果を得る必要がございます。

ただいま申し上げました両市の計画間の整合性に加え、全体的な事務負担の軽減や委託料の削減効果等も考慮した結果、両市と協議の上、本組合が代表で契約する運びとなったものです。

なお、実際に業務を進める上では、この3者が対等の立場で共通認識を持ち、連携して取り組んでまいります。

私からは以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

〔川添康大議員登壇〕

○6番川添康大議員 伊勢原市選出の川添康大です。議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第1号・令和8年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」質問いたします。

最初に、予算説明書13ページ、市分担金について伺います。予算書によると、令和8年度予算案では17億6,116万1,000円で、今年度予算額と比較すると1億8,475万7,000円の増額となっています。両市の財政への影響も小さくないと考えますが、増額の要因について伺います。

次に、予算説明書19ページ、減債基金積立金について伺います。令和8年度予算案では2億7,506万3,000円ですが、今年度の予算額2億8,411万4,000円に比べ、マイナス905万1,000円となっています。減債基金は、はだのクリーンセンターの売電収入を組合債の償還に充てるものと理解していますが、減額となった理由について伺います。

次に、予算説明書21ページ、斎場費の需用費について伺います。令和8年度予算案は9,182万7,000円ですが、今年度予算額4,260万4,000円と比較すると4,922万3,000円の増、割合にして約2倍と大幅に増えています。その要因について伺います。

また、予算説明書23ページ、工場費の委託料ですが、令和8年度予算案は2億9,656万6,000円となっており、今年度予算額と比較すると2,459万8,000円の増額となっています。この増額となった要因について伺います。

以上を壇上からとし、二次質問以降は質問者席から行います。よろしく申し上げます。

〔川添康大議員降壇〕

○小菅基司議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 私からは、令和7年度予算と比較いたしまして市分担金が増額となった要因と、減債基金への積立額が減額となった理由についてお答えいたします。

まず、両市の分担金が増額となった要因についてです。令和8年度は、はだのクリーンセンターのボイラー設備に係る2年に1度の「電気事業法」に基づく安全管理審査を実施する年度に当たっております。この審査基準を満たすため、機器設備の修繕項目等が増加することなどの要因から、クリーンセンター費の長期包括運營業務委託料が今年度の予算と比較いたしまして1億4,326万4,000円の増額となっております。

また、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設耐震工事においては、耐震工事及び関連工事の工事請負費が3,028万5,000円の皆増となるほか、工事監理業務及び同工事期間中に発生する不燃・粗大ごみを圏域外へ搬出するための経費を計上し、委託料が1,645万2,000円の増額となることなどによるものとなっております。

次に、減債基金への積立額が令和7年度予算と比較し減額となった理由についてお答えをいたします。組合では、はだのクリーンセンターでの発電で得た売電収入を減債基金に積み立て、はだのクリ

ーンセンターや秦野斎場を建設した際に借り入れた組合債の償還の一部に充てており、一般財源の負担減に努めているところでございます。

新年度につきましては、先ほどのとおり、はだのクリーンセンターのボイラー設備に係る2年に1度の安全管理審査を実施する年度となっているため、機器設備の修繕等にかかる日数が増加することから、本年度に比べ焼却炉の稼働日数が少なくなり、発電が停止する日数が多くなる見込みでございます。

また、発電に当たりましては、生ごみ等の生物由来ごみによるバイオマス分と、プラスチック類等の非生物由来ごみによる非バイオマス分とで売電単価が異なるため、毎月、組成分析調査を実施し、その比率を算出しております。予算編成時における直近の12か月の実績では、単価の高いバイオマスの比率が前年度と比較して低下していることから、新年度予算におきましては実態に即し、今年度予算よりもバイオマス比率を引き下げて見込んでおります。

これらの要因により、新年度の売電収入は本年度を下回る見込みであることから、基金への積立額につきましても、本年度予算と比較して905万1,000円の減額としたものでございます。

私からは以上です。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 続きまして、施設課から歳出予算の3款衛生費に含まれます斎場費について、需用費が前年度に比べ増額となった要因をお答えいたします。

初めに、需用費として計上した9,182万7,000円の主な内訳を申し上げますと、消耗品費が6万3,000円で17万9,000円の減額、燃料費が2,620万4,000円で241万円の増額、修繕料が6,556万円で4,699万3,000円の増額となります。

増額した項目のうち、燃料費につきましては、火葬炉運転に伴い消費する白灯油の購入費です。購入単価の上昇のほか、火葬件数の増加等を見込み、購入予定量も増加したことから増加したものでございます。

また、修繕料につきましては、秦野斎場の火葬炉設備及び建屋に係る計画的な修繕整備費であり、毎年度、火葬炉メーカーによる現況調査等の結果を踏まえ、修繕項目を選定しております。令和8年度は、排ガスに含まれる有害物質の除去装置に設置された布製のフィルター、いわゆるろ布など経年劣化に伴い定期的に交換が必要な部品の更新時期が重なったことから増額したものです。

私からは以上です。

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 私からは、工場費の委託料について、前年度比2,459万8,000円増額となった要因をお答えいたします。

まず、耐震工事に関係する業務といたしまして、昨年12月の第4回定例会において継続費を設定した耐震工事の監理業務に563万2,000円、同工事中の機器設備稼働停止期間に不燃・粗大ごみを圏域外

排出するための経費として2,262万円が増額となっております。

このほか、施設維持管理費において、現行の粗大ごみ処理施設維持管理計画を更新するための経費として493万9,000円を新規計上しております。

私からは以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございました。

では、続けて二次質問になりますが、まず減債基金について伺います。令和8年度減債基金からの繰入額が3億6,280万円となっておりますが、基金の活用方針及び繰入額の算定方法について伺います。

次に、秦野斎場についてですが、御答弁ですと、ろ布の交換時期等の要因によって費用が多額となっているということですが、秦野斎場については、斎場の施設や設備の修繕等に充てるための施設整備基金がありますが、基金からの繰入額3,712万8,000円はどのような考え方で算定されたのかについて伺います。

次に、工場費の委託料についてですが、先ほどの説明の中で粗大ごみ処理施設維持管理計画を策定する業務を計上されているということですが、この維持管理計画とはどのような内容のものかについて伺います。

○小菅基司議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 私からは、減債基金の活用方針と減債基金からの繰入金の算定方法及び施設整備基金繰入金の算定方法についてお答えをいたします。

まず、減債基金の活用方針及び繰入金の算定方法についてです。現在、償還している組合債は、クリーンセンター建設事業債及び斎場更新事業債の2種類があり、本年度末の未償還額は、両事業債を合わせて約16億2,560万円となっております。このうち約9億2,000万円を占めるクリーンセンター建設事業債が令和9年度に完済予定であることから、基金を最大限活用するため、最後の償還に併せて基金を一度使い切る方針としております。

具体的には、令和8年度と令和9年度の2か年におきまして、現在の基金残高に売電収入による積立見込額を加えた金額を償還財源として活用いたします。その際、各年度の償還額に充当した後の一般財源分が平準化されるよう調整をした結果、令和8年度の基金繰入額を3億6,280万円としたものでございます。

次に、施設整備基金からの繰入金の算定方法についてお答えいたします。秦野斎場の修繕料につきましては、新年度予算額は合計で6,556万円となっておりますが、修繕の計画上、令和8年度と令和9年度は修繕料が多額になる見込みであることから、この2年間における一般財源の負担軽減を図るため、県の補助金を差し引き、各年度の一般財源負担額が1,300万円程度となるよう調整をいたしまして、3,712万8,000円を繰り入れることとしたものでございます。

私からは以上です。

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 私からは、粗大ごみ処理施設維持管理計画の内容についてお答えいたします。

この計画は、粗大ごみ処理施設の老朽化が進んでいるごみクレーンや破砕機、ベルトコンベヤ等の機器設備について、効率的かつ効果的に運用、管理することを目的として令和2年度に策定した計画です。令和12年度に代替施設へ更新することを前提として、令和3年度から令和11年度までの9年間における機器設備の保全計画や修繕整備等を定めたものとなっております。

主な内容につきましては、機器設備ごとに重要度に応じて、保全方法や管理基準を設定し、将来的な修繕整備に係る項目や費用等を記載しているものとなっております。策定から年数が経過し、当時と状況が変わっていることから、不燃・粗大ごみ処理施設再整備事業の進捗状況も勘案し、令和12年度以降の新たな維持管理計画を策定する必要があると判断したため、新年度予算では、令和9年度から10年間の計画期間とし、令和11年度までの計画を見直し、令和12年度以降の計画を追加するものとなっております。そのため、計画の基礎データとして、機器設備の利用状況や運転状況を調査、分析し、設備の安全稼働に必要な経費等を算出するとともに、専門的な知見の下、修繕計画の作成を行う業務の経費として、工場費、施設維持管理費の委託料に493万9,000円を予算計上いたしました。

私からは以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございます。それでは、3回目の質問をさせていただきます。

両市とも財政が厳しい中で、市民からの税金を分担金という形で支出をしているということで、財源確保と基金の適切な運用に努めていただくようお願いしたいと思います。そこで、秦野斎場の施設整備基金の原資としている火葬残骨灰売渡料についてですが、近年は金や銀などの貴金属の価格が上昇しており、本組合の貴重な収入源として注目すべきと考えていますが、本組合において火葬残骨灰の売渡しを導入した経緯と契約方法、また新年度予算の積算方法について伺います。

最後に、粗大ごみ処理施設維持管理計画についてですが、計画策定後は、この計画に基づく適切な機器設備の修繕によって、施設を維持管理していくことになると思いますが、不測の事故や故障などにより施設の稼働ができなくなった場合の不燃・粗大ごみの処分体制についてどうなるのか伺います。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 再度の御質問にお答えいたします。

初めに、施設課から火葬残骨灰について、売渡しを開始しました経緯と契約方法及び令和8年度予算の積算方法をお答えいたします。

まず、経緯となりますが、火葬残骨灰の売渡しは令和3年度に開始いたしました。その仕組みを申し上げますと、火葬残骨灰とは、火葬後に残った微細な焼骨のほか、歯科治療などに使われた金、銀、パラジウムなど貴金属類の成分が含まれる灰を指します。そのため、売渡し先の事業者においては、貴金属類を抽出し、抽出後の残骨灰は丁寧な供養がなされた後に埋葬されております。

こうした取組を始める前までは、資源化事業者は無償あるいは低廉な価格で処理を委託しており、事業者が得られる収益が不透明な状況となっておりました。加えて、近年、売却で得た収入を斎場運営費に充当する自治体が増えていることや、当時の組合議会で出されました御意見を参考に両市と検討を進めました。その結果、本組合においても火葬残骨灰を売り渡すことで、収入額と使用目的の明確化を図る方針としたものです。

次に、契約方法につきましては、遺族感情に配慮した丁寧な取扱いを条件に付した上で、毎年度、一般競争入札により選定した資源化事業者と、大人の火葬件数に応じて収入額を決める単価契約を締結しております。これまで契約期間を1年単位としてきましたが、昨今の貴金属価格が高騰している状況を踏まえ、市場価格の動向を的確に反映させるため、令和8年度以降は半年ごとの入札に切り替えたいと考えております。

最後に、令和8年度予算の積算方法につきましては、火葬炉の増設に当たり、令和6年7月に改定いたしました秦野斎場施設整備基本計画の推計値に基づく火葬件数の見込みに対し、資源化事業者3者から徴収いたしました参考見積りの平均単価を乗じて算出しております。

私からは以上です。

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 私からは、不測の事故や故障等によって粗大ごみ処理施設が稼働できなくなった場合の対応についてお答えいたします。

本組合は、神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間における一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書を県内近隣自治体と締結しており、協定市町等の処理施設にごみ処理の受入れを依頼することが可能となっております。直近では、昨年9月、藤沢市のリサイクルプラザ藤沢にて火災が発生し、施設の稼働が停止したため、この協定書に基づき、本組合においても藤沢市の不燃ごみを受入れいたしました。

また、併せて民間企業と災害廃棄物等の処理に関する基本協定書も締結しておりますので、不測の事故や故障等が発生した場合においても、ごみ処理の協力を要請できる体制を整えております。

私からは以上です。

○小菅基司議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第2号 秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて

○小菅基司議長 次に、日程第3 「議案第2号・秦野市伊勢原市環境衛生組合非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を制定することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号 秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の一部を改正することについて

○小菅基司議長 次に、日程第4 「議案第3号・秦野市伊勢原市環境衛生組合特別職職員の給料等に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

○小菅基司議長 次に、日程第5 「議案第4号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて

○小菅基司議長 次に、日程第6 「議案第5号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第3号）を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

○小菅基司議長 次に、日程第7 「議提議案第1号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小山田良弘議員。

[小山田良弘議員登壇]

○4番小山田良弘議員 ただいま議題となりました「議提議案第1号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」説明をいたします。

本組合が例とする秦野市の旅費制度改正に伴い、条文内容及び条例体系を秦野市に準じた構成となるよう整備するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例から、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する規定を分け、組合議員の報酬及び費用弁償に関する規定のみの条例に改正するものであります。

なお、本条例の施行日は、本年4月1日といたします。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

[小山田良弘議員降壇]

○小菅基司議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議提議案第1号を採決いたします。

議提議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議提議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程 8 一般質問

○小菅基司議長 次に、日程第8 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

米谷政久議員。

[米谷政久議員登壇]

○8番米谷政久議員 伊勢原市選出の米谷政久です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、事前通告に従い一般質問を行います。

本組合の伊勢原清掃工場では、可燃ごみ焼却処理の1施設化に伴い、令和6年3月に90t/日焼却施設の稼働を停止いたしました。しかしながら、同じ敷地内で粗大ごみ処理施設が当面の間、稼働を続ける予定になっており、解体を待つ廃止済みの焼却施設や管理事務所としての機能が残された状態にあります。こうした伊勢原清掃工場が、今後も地元の皆様に御理解をいただきつつ、安全安心な施設として存在するためには、老朽化が進む粗大ごみ処理施設をはじめ、施設全体の適正な維持管理を徹底する必要があります。

そこで、今回は、伊勢原清掃工場の将来を見据え維持管理に関わる2つの重要な事項について順次お伺いいたします。

まず1点目は、粗大ごみ処理施設の耐震工事についてです。同施設の建屋は、最も古い箇所では竣工から50年以上が経過しており、昭和56年以前の旧耐震基準に基づき設計されています。そのため、令和6年度に耐震診断を実施したところ、大規模地震が発生した場合、倒壊もしくは崩壊する危険性が高いと判定されています。

近年、全国各地で地震災害が頻発している中で、こうした施設の状況を踏まえると、計画的に耐震工事を進め、早期に安全性を確保する必要があります。本件については、昨年12月の定例会と先ほどの議員連絡会でも工事概要に係る説明を受けましたが、現在の状況と今後の進め方はどのようなか、お伺いいたします。

次に、2点目は、合併処理浄化槽の維持管理についてです。昨年11月に組合議員各位へ発信された文書と、12月定例会及び先ほどの議会連絡会における報告によると、伊勢原清掃工場に設置された合併処理浄化槽の維持管理について神奈川県から指導を受けたとのこと。その指導内容は、合併処理浄化槽からの放流水の水質が自主基準値を超過していたことや測定回数が不足していたことなど大きく3項目存在します。いずれも県から指導を受けるまで問題が顕在化しなかった点は、組織としての不手際と言わざるを得ません。こうした事案を繰り返すことのないよう気を引締めて改善に努めるとともに、水質が安定していない原因の究明と対策を急いでいただきたいと思います。

そこで、現在の対応状況等を確認する前に、まずは県から指導を受けるに至った原因と、組織としての再発防止策を改めて伺います。

以上を壇上からとし、二次質問以降については質問者席から行いますので、よろしくお願いいたします。

ます。

[米谷政久議員降壇]

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 米谷議員の御質問にお答えをいたします。

伊勢原清掃工場の適正な維持管理について、大きく2点の質問がございました。まずは、粗大ごみ処理施設における耐震工事の現状と、今後の進め方についてお答えします。

耐震工事については、本年1月に工事契約を締結し、現在は、請負事業者による施工箇所の現地調査や施工計画書の作成が完了した段階です。今後の進め方としては、工事部材の製作が完了するまでの間、事業者と現場施工に向けた調整を重ね、6月頃に材料検査を実施する予定です。7月からは、現場施工をはじめ、仮設工事が完了した後、工事作業の妨げになる機械や電気設備を一時的に移設した上、柱や梁の強度が不足している箇所を鉄骨または鉄筋コンクリートにより補強し、耐震性を向上させます。

こうした主要な工事は、9月頃までに完了すると見込んでおり、最終的な仕上げの工程を経て、完成検査を行います。遅くとも12月までには、耐震工事全体を終える予定です。

なお、工事期間中、7月から9月頃までの約3か月間は、不燃・粗大ごみの中間処理を停止することから、近隣自治体の施設に処理を委託する予定です。

次に、神奈川県から合併処理浄化槽の維持管理に係る指導を受けるに至った原因と、組織としての再発防止策についてお答えします。県からの指導内容は、大きく3項目ございます。具体的には、令和6年度以降に実施した放流水に係る5回の水質検査において、自主基準値を超過している測定項目があったこと、また神奈川県生活環境の保全等に関する条例で排水基準が定められた有害物質に係る年1回の水質検査が未実施であったこと、そして自主基準値を定めた測定項目に対する年4回の水質検査が、令和6年度実績で3回に留まっていたことであります。

いずれも、令和6年度から合併処理浄化槽による生活排水の処理等を開始するため、県へ施設変更届を提出した際、本組合が今後の維持管理計画として示した浄化槽の維持管理方法と異なる実態だったことが判明したものです。

この事案の原因について、詳細を申し上げます。まず、自主基準値の超過については、浄化槽メーカーが示す処理性能値に基づき、県条例の排出基準よりも上限値を厳しく設定し、測定項目を追加した独自の基準値を本組合が県に届け出ており、地元の皆様へも説明しておりました。そのため、本来であれば、超過を確認した時点で担当職員が内部報告を上げ、速やかに対応を検討するべきでした。

しかしながら、県条例の排水基準を下回っていたことや、検査を重ねるにつれ水質が改善傾向にあるという安易な状況判断により、組織内で適切な情報共有が行われていませんでした。

また、有害物質に係る水質検査の未実施につきましては、ごみ処理施設の稼働に伴い発生する汚水のみ水質検査の対象であると誤解し、生活排水の場合は検査が不要と判断したことによるものです。

加えて、浄化槽法に基づく4か月ごと、年3回の法定保守点検に併せて水質検査を実施すれば問題ないと認識していたところ、自主基準値設定項目に係る年4回の検査頻度を満たしていなかったものです。

さらには、管理職においても維持管理の正しい方法を把握できておらず、事業等の進捗管理が適切でなかったことなどが合わさり、組織内で問題が顕在化しないまま県から指導を受けるに至りました。その後、県の指示に従い改善計画書を提出し、所定の水質検査に加え、原因特定に向けた追加調査を実施しましたが、いまだ自主基準値を超過している項目も存在しますので、対応策の検討を進めています。

次に、再発防止策については、本件のように担当職員個人の考えで誤った判断をすることがないよう、朝礼や夕礼時、及び業務打合せ時において、進捗状況の確認や課題の共有を図っております。さらには、こうした地元の皆様にも御了解をいただいた自主基準値に関わる測定結果等は、必ず複数課が確認し合う仕組みを整えるなど、組織全体で事務事業の改善に取り組んでおります。

以上でございます。

○小菅基司議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございます。

耐震工事のスケジュール及び神奈川県からの指導に係る原因と再発防止策については、理解いたしました。

合併処理浄化槽の維持管理に関連した一連の問題を教訓とし、組織が一丸となって徹底的な改善に努められますよう要望いたします。

それでは、順番を入れ替えまして2点目の合併処理浄化槽について再質問をいたします。ただいまの説明によると、県から指導を受けた後、所定の水質検査や原因特定に向けた追加調査を実施されたとのことでした。その結果、いまだ自主基準値を超える項目もあるようです。県条例の排出基準よりもさらに厳しく設定した数値であることは理解しておりますが、この放流水は最終的に近隣河川に流れることになるとのことで、水質保全の観点から懸念も生じます。

そこで、県から指導を受けた昨年10月以降に実施された水質検査において、自主基準値を超過した測定項目と近隣河川への影響に対する見解を伺います。

また、自主基準値の超過が続く原因と、その対応策をどのように考えているのか、併せて伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

初めに、昨年10月以降の水質検査で自主基準値の超過を確認した測定項目と、近隣河川への影響に対する見解についてでございます。

御質問にお答えする前に、自主基準値を設定した際の経緯について若干説明をいたします。伊勢原清掃工場の生活排水は、令和6年3月に90t/日焼却施設が稼働を停止するまでの間、ごみピットなど

で発生した汚水とともに焼却炉へ噴霧し、気化させていました。同施設の稼働停止後は、この排水方法を継続できなくなったことから、生活排水については地元の皆様に御了解をいただいた上、合併処理浄化槽で処理した後、近隣河川へ放流することになったものです。

この際、地元の皆様からいただいた御意見を踏まえ、全体的に処理能力が高く、さらにはリンの除去機能が付加された高度処理型合併処理浄化槽を導入することになりました。こうした高度処理型の浄化槽が有する性能値を本組合が自主基準値として採用し、県へ届け出たものです。具体的な測定項目は、BODと略される生物化学的酸素要求量、CODと略される化学的酸素要求量、SSと略される浮遊物質量、そして窒素含有量及びリン含有量となります。

以上を踏まえて御質問にお答えをいたします。BOD、COD、SSの3項目は、県条例でも事業所から河川へ排水する場合の基準が定められており、数値が高いほど水質汚染が進んでいる状態と評価されます。

このうちBODとCODは、浄化槽を設置した当初、令和6年4月の水質検査を除き自主基準値の超過を確認していません。また、SSについては、設置当初から断続的に超過を確認していましたが、昨年10月以降に実施した3回の水質検査では下回っております。このように県条例でも排水基準が定められている3項目は、現在のところ安定した状態にあると考えられます。

一方、窒素とリン含有量については、これらの測定項目とやや性質が異なり、基本的には水中の栄養素となるため、県条例では事業所からの排水に係る基準が設けられておりません。

しかしながら、一定の場所に滞留し、過剰に増加すると赤潮や藻などの発生につながるため、「水質汚濁防止法」に従い同法施行令に列挙された特定施設が湖や沼などへ排水する場合のみ基準値が適用されます。したがって、伊勢原清掃工場からの排水は、法令に基づいたリンと窒素に係る排水基準の適用を受けませんが、さきに申し上げた経緯により、自主基準値に含めているため、定期的な水質検査を続けております。

このうち窒素については、現在に至るまで度々、自主基準値の超過を確認しており、直近で実施した本年2月の水質検査でも同様の状況でした。

また、リンについては、昨年11月に初めて超過を確認したものの、浄化槽内の除去部品を交換したこともあり、以降は安定した状態となっています。

引き続き、こうした水質の状況に注視する必要がありますが、現状でも自主基準値の超過を確認している窒素は、リンと併せて河川に影響を及ぼす懸念が小さいとされており、加えて、過去に自主基準値を超えたことがあるBOD、COD、SSの3項目については、県条例の排水基準に適合しているため、環境被害を及ぼすほどの状態ではないものと認識をしております。

次に、自主基準値の超過が続く原因とその対応策についてお答えします。本事案の発覚後、原因の特定に向け、合併処理浄化槽で処理した後の放流水に加え、処理する前の流入水に係る水質検査も行いました。その結果、流入水の時点で窒素含有量が浄化槽メーカーの定める設計値を上回っているこ

とが判明しております。

この原因について、現状で明確な特定はできていませんが、伊勢原清掃工場の生活排水が多様な用途に応じて水を流す一般家庭と異なり、手洗いなどで使用する水のほか、し尿が主たる成分となっていることも関係しているのではないかと考えております。そのため、アンモニア性窒素の濃度が特に高くなり、合併処理浄化槽で処理した後も窒素含有量を十分に下げられていない可能性があるものと考えております。

最後に、これらの対応策については、既に流入水が流れる配管の清掃や部品の定期交換等を実施しておりますが、水質検査の結果を踏まえ、より効果的な手法の検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○小菅基司議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございました。

現状の水質により、環境被害につながる可能性は低いのではないかとの見解が述べられましたが、自ら定めた自主基準値を遵守するため、効果的な対応策を検討し、早期に実行していただくことを強く求めます。

続きまして、粗大ごみ処理施設の耐震工事について再質問いたします。一次質問の御答弁によると、この工事に伴い、中間処理を停止する7月から9月頃までの約3か月間は、近隣自治体の施設へ処理委託するとのことでした。

そこで、具体的な搬出先と搬出予定量及び経費の見込みはどのようなか伺います。

また、秦野市、伊勢原市両市から搬入される不燃・粗大ごみは、この間も受入れを続けるとのことでしたが、市民の自己搬入も通常どおり行えるのか、併せてお伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

昨年12月定例会の議員連絡会においては、遠方に所在する民間処理事業者へ搬出した場合、約3,500万円の経費を要すると説明をいたしました。その後、運搬効率や経済性の観点から、以前より調整を続けていた平塚市に受け入れていただけることが決まりました。搬出量は3か月間で450トンを見込んでおり、これに要する経費としては、同市へ支払う処理費用のほか、本組合職員が運搬車両に積み込むための重機賃借料及び運搬委託料を合わせて約2,350万円を令和8年度予算に計上いたしました。

また、市民の自己搬入については、工事期間中も通常どおり受入れを継続します。工事車両の往来なども踏まえ、適切な搬入導線の設定や誘導員の配置など、来場者の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○小菅基司議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございました。

工事期間中における不燃・粗大ごみの処理については、平塚市に御協力をいただける運びになったとのことでした。今回は、事前に把握できている計画的な取組になりますが、万が一、突発的な故障等が発生した場合も、広域的な連携体制を生かし、円滑な対応が図られることを期待いたします。

さて、最後になりますが、この耐震工事に伴い、建屋の強度は従来に比べて増すこととなります。一方で、粗大ごみ処理施設は、設備機器を含め全体的に老朽化が著しく、維持管理上の課題も存在しています。

こうした状況にある中、懸案となっている再整備事業については、現状で具体化を図れていないため、今後も当面の間、現施設を安定的に稼働する必要があると考えられます。

そこで、老朽化が進む粗大ごみ処理施設の維持管理を今後どのように行っていくのか、本組合の考え方を伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

今後、再整備事業に着手できたとしても、竣工までには10年程度を要するため、当面の間、現状の粗大ごみ処理施設において、不燃・粗大ごみの安定処理を継続する必要があるとございます。

そこで、同施設の修繕整備を効率的に進めるため、令和2年度に策定した維持管理計画と設備機器の現状を踏まえ、毎年度、計画的な修繕を重ねております。この計画は、策定から5年が経過しておりますので、令和8年度に専門事業者からの支援を受けて見直しを行い、改めて中長期的な維持管理の方針を示す予定でおります。

本組合としては、こうした予防保全の考え方に沿った維持管理を続け、再整備事業についても両市と連携して進めたいと考えております。

以上でございます。

○小菅基司議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 ありがとうございます。最後に、今回のテーマとして、伊勢原清掃工場の維持管理について、総括的に要望を述べさせていただきます。

まず、合併処理浄化槽の維持管理についてです。県から指導を受けるに至った一連の事案は、地元の皆様との信頼関係にも関わる問題です。原因の根本には、法令に係る知識の把握や組織内の情報共有、あるいは進捗管理の徹底といった事務事業の根本的な進め方に不十分な点があったことを重く受け止めて、実効性の高い再発防止策を講じていただきたいと思います。特に自主基準値の遵守は、ごみ処理施設の運営において重要な事柄です。地元の皆様の信頼を損なうことのないよう、水質検査の結果をよく分析し、効果的な対応策を実行していただくことを強く要望いたします。

次に、粗大ごみ処理施設の耐震工事についてです。この耐震事業は、早期に施設の安全性を確保するという本来的な目標もございますが、今後、現場施工を進める上で、何よりも現場で作業を担う方々や工事期間中における来場者の安全が最優先です。決して事故を起こすことのないよう、本組合、

請負事業者及び工事監理事業者が連携しつつ、丁寧に、そして着実に取組を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、粗大ごみ処理施設は建屋の耐震性が向上しても、施設全体の老朽化という根本的な課題が残ります。再整備事業には、整備用地の決定後10年程度を要すると見込まれる中、現施設の安定稼働は本組合の責務と言えます。今後も予防保全の観点から計画的な維持補修を重ね、不測の事態を招かぬよう緊張感を持って施設運営に当たってください。

再整備事業のさらなる進展を要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○小菅基司議長 以上で米谷政久議員の一般質問を終わります。

---

○小菅基司議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和8年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時41分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 小 菅 基 司

会議録署名議員 川 添 康 大

会議録署名議員 越 水 崇 史